

電気施設点検業務委託処理要領

	電気工作物	項目	種 別		
			月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備 (構内電線路二次変電設備を含む)	引込線 電線および支持物	外観点検 観察点検 ※絶縁抵抗測定	○	○ ○ ○	異常の発生または発生するおそれのある場合
	遮断器 開閉器	外観点検 観察点検 ※絶縁抵抗測定 絶縁油試験 動作試験	○	○ ○ ○ 5年に1回 ○	
	母線、計器用変成器 断路器、コンデンサ 避雷器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定	○	○ ○ ○	
	変圧器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 絶縁油試験	○	○ ○ ○ 5年に1回	
	配電盤および 制御装置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 継電器動作試験 継電器特性試験	○	○ ○ ○ ○ 必要に応じて	
	接地装置	外観点検 観察点検 接地抵抗測定	○	○ ○ ○	
	電使用場 気所	電動機、照明装置 配線および配線器具 その他の機器類	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	○	

- (注)
1. 外観点検とは、電源を遮断しない状態において梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視（以下必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む）などにより、電気工作物を点検することをいう。
 2. 観察点検とは、電源を遮断した状態において、容易に到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視のほか触手などにより電気工作物を点検することをいう。
ただし、柱上設備など高所に施設され、触手することが困難な電気工作物については、必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。
 3. ※印を付した項目は、停電範囲その他の理由によって実施を延期することがある。
 4. 設備の改修等工事があった場合、工事期間中の点検を行うことがある。

電気工作物点検報告書

(/)

年 月 日 曜日 天候										
お客様名	Ⓜ			点検種別	月 次		年 次		臨 時	
					毎月	隔月	3ヶ月	A	B	要請
お客様立会	有・無	絶縁監視装置	電話・自動・無・遠監	点検者	Ⓜ					

本日実施しました、お客様電気設備の点検結果は次のとおりです。

異常ありません	改修要請箇所を、このまま放置されますと、感電・火災・停電などの原因となるおそれがありますので、速やかに改修下さるようお願いいたします。 なお、改修方法などにつきましては、点検者にご相談下さい。
改修要請があります	
要望事項があります	
※点検報告書（別紙）有・無	

非常用発電設備	消防法・建基法・その他(台 kVA) ・無	蓄電池設備	(組) ・無
発電所	有・無	P C B 機器	使用・保管・無
		訪問時刻	時 分

〔点検チェックポイント〕

【A：受電設備】	3.分電盤・開閉器類
1.引込開閉器	4.制御盤・マグネット
2.引込施設(架空・地中)	5.その他配線器具
3.断路器・遮断器・開閉器類・避雷器	6.照明装置
4.電力ヒューズ	7.電動機
5.計器用変成器類	8.電熱装置
6.保護継電器類	9.電気溶接機
7.変圧器	10.その他の機器類
8.コンデンサー・リアクトル	11.高圧操作盤
9.その他高低圧機器	12.接地装置
10.母線・バスダクト等	13.その他
11.受配電盤(高低圧含む)	【D：非常用発電設備】
12.接地装置	1.原動機・付属装置
13.建物・室・キュービクル等の箱	2.発電機・励磁装置
14.その他	3.遮断器・配電盤・制御装置
【B：配電設備】	4.建物・室・キュービクル等の箱
1.電線路	5.接地装置
2.開閉器類	6.その他
3.その他	【E：蓄電池設備】
【C：使用場所の設備】	1.蓄電池
1.幹線・分岐配線	2.充電器・付属装置
2.移動用電線等(配線)	3.その他

〔問診等の内容〕

前回点検後、本日までの電気設備の異常の有無	有・無
電気設備の変更・改修等の有無	有・無
指導・助言・打合せ等の有無	有・無
前回点検後、本日までの訪問回数	回

〔電力量計指示値〕

契約種別				
最大検針 kW	×	×	×	×
現在 kW	×	×	×	×
現在 kWh ×倍率	×	×	×	×
点検期間の差引 kWh				

〔高圧受配電盤指示記録〕

盤名	受電盤			
電圧(kV)				
電流(A)				
力率(%)				

〔低圧受配電盤指示記録〕

盤又はバンク名				
電流(A)				
漏れ電流 Io(mA)				
盤又はバンク名				
電流(A)				
漏れ電流 Io(mA)				

〔非常用発電設備点検記録〕 (号機)

起動方法	手動・自動	潤滑・油圧	良・否
起動・停止	良・否	冷却水	良・否
発電電圧	良・否	燃料	良・否
周波数	良・否	ヒータ	入・切
運転時間累計	H		

〔蓄電池設備点検記録〕

用途	起動用		
方式	鉛・アルカリ	鉛・アルカリ	鉛・アルカリ
浮動充電電圧	V	V	V
蓄電池電圧	V	V	V
液面	良・否	良・否	良・否

1. チェック欄は、良は空欄、該当なしは/、改修要請は×、要望は△で表示する。
2. チェック欄で、複数の設備にポイントのあるものは、該当機器を○で囲み表示する。
3. ×、△、否及び問診の内容がある場合は、具体的に改修内容等を記事欄に記入する。

保安管理業務の細目及び基準

1. 甲の保安規程にもとづき実施する乙の保安管理業務は、次の各号によるものとします。
なお、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導・助言を行います。
 - (1) 月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、隔月または月1回行うものとします。
 - (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び測定試験をいい、毎年1回行うものとします。
 - (3) 臨時点検は、異常の発生又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその原因調査のため、特別な点検などを行うものとします。
2. 次表の点検又は測定試験については、甲は乙の意見をきき、甲の負担において行うものとします。

電気工作物の種類	点検又は測定試験
取扱いに法令による特定の資格を要する機器又は技術秘密にふれる機器。	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る）以外の点検及び測定試験。
非常用予備発電装置のうち主として原動機及びこれの付属機器。	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、継電器試験他各種試験以外の分解点検及び調整。
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線。	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検及び測定試験。
ネオン、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの。	点検現場において容易にできるもの以外の点検及び測定試験。
密閉防爆機器のように構造上点検ができない機器。	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験。

3. 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合に、乙が行う応急処置の指導は、甲からの電話連絡又は保安職員の派遣により行うものとします。
この場合、甲は乙が応急措置の指導を行うために、必要とする電気事故の発生箇所・異常の状況・その他の情報を的確に乙に連絡するものとします。
4. 経済産業大臣が、電気事業法第107条第2項にもとづいて行う立入検査には、そのつど甲の通知にもとづいて乙が保安職員を派遣して立会うものとします。